

係属訴訟の和解等のための合意書

別紙訴訟事件目録記載の各旧優生保護法違憲国賠訴訟（以下「本件各訴訟」という。）の司法上の解決（訴訟上の和解）等に関し、優生保護法被害全国原告団及び優生保護法被害全国弁護団並びに国（内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）をいう。以下同じ。）は、次のとおり基本事項を合意する。

1 謝罪

国は、国家賠償法上の国の損害賠償責任を認めた最高裁令和6年7月3日大法廷判決を大変重く受け止め、旧優生保護法が立法当初から憲法違反であり、旧優生保護法を執行していた立場として、その執行の在り方を含め、政府の責任は極めて重大なものであることを自覚するとともに、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、個人の尊厳を蹂躪（じゅうりん）する、優生手術等というあってはならない人権侵害を行い、原告の皆様をはじめとする被害者の方々の心身に長年にわたり多大な苦痛と苦難を与えてきたことを真摯に反省し、原告の皆様をはじめとする被害者の方々に対し、心より深く謝罪申し上げる。

また、令和6年7月17日の「旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告団等との面会」において、内閣総理大臣が述べた

- ・ 訴訟におけるこれまでの政府の主張について、その主張自体が、原告の皆様の気持ちを傷つけるものであり、政府の姿勢が問題の解決を遅らせたとの指摘も真摯に受け止め、早急な訴訟の解決が政府の責務と考えること
- ・ 現在係属している訴訟については、除斥期間による権利消滅の主張を撤回し、優生手術の実施が認められる訴訟においては、和解による解決を速やかに目指すこと

という方針に従い、本合意書に基づき、本件各訴訟の原告らに係る和解手続を迅速に進行させ、本件各訴訟全件を速やかに終局させるべく、最大限努力する。

2 訴訟上の和解

別紙訴訟事件目録の各訴訟事件において、原告ら及び被告は、原告らが証拠

として提出した都道府県や医療機関等が保有する優生手術の実施に関する資料や医師の診断書、戸籍謄（抄）本、障害者手帳、陳述書等（以下「資料等」という。）を踏まえ、速やかに次に掲げる内容により和解協議を行う。

（１）被告は、原告らに対し、それぞれ、損害賠償金として、次の①又は②に掲げる金員を支払う。ただし、別紙訴訟事件目録の番号８の訴訟事件については、令和６年５月３０日に言い渡された、次の①及び②を上回る金額となっている福岡地裁判決で示された金額に従うこととする。

① 原告が優生手術被害者本人のみの場合（合計 1,650 万円）

- ア 優生手術被害者本人の慰謝料相当額 1,500 万円
- イ 弁護士費用相当額 150 万円

② 原告が優生手術被害者本人及びその配偶者の場合（合計 1,650 万円）

- ア 優生手術被害者本人
 - 慰謝料相当額 1,300 万円
 - 弁護士費用相当額 130 万円
- イ 優生手術被害者本人の配偶者
 - 慰謝料相当額 200 万円
 - 弁護士費用相当額 20 万円

（２）被告は、原告らに対し、それぞれ、上記（１）の損害賠償金に加算して次の金員を支払う。ただし、別紙訴訟事件目録の番号３の訴訟事件については、次のアの遅延損害金相当額を「上記（１）の損害賠償金に対する、当該訴訟事件の原告が厚生省との会合において直接被害申告等を行った日（※）の翌日から支払済みまで年５分の割合による金員」とする。

※ 当該訴訟事件において、当該訴訟事件の原告は同日に厚生省担当者と面会し謝罪や補償を求めた旨陳述し、被告もこの点の事実関係を争っていない。

ア 遅延損害金相当額

上記（１）の損害賠償金に対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年５分の割合による金員

イ 訴え提起手数料等相当額

原告が納付した又はすべき訴え提起手数料、控訴提起手数料、附帯控訴提起手数料、上告提起手数料、上告受理申立手数料及び請求変更手数料に相当する金員（原告が複数の場合には、その請求額に応じた金員）

（３）優生手術被害者本人の相続人を原告とする訴訟事件においては、当該原告に対し、上記（１）及び（２）アの合計額にその相続分率を乗じた金員並びに上記（２）イの金員を支払う。

（４）原告ら及び国は、原告らが受領する上記（１）から（３）までの金員に係る所得税及び住民税は、全て非課税となっていることを確認する。また、生活保護を受給している原告らが受領する上記（１）から（３）までの金員は、生活保護制度において収入として認定されないこととなっていることを確認する。

３ 最高裁の判決又は決定により判決が確定した原告らに対する追加の支払

（１）国は、最高裁の判決又は決定により、国に対して原告への金員の支払を命ずる旨の判決が確定した別紙確定事件目録の各訴訟事件の原告らに対し、それぞれ、同判決で認容された金額と、前項（１）及び（２）アの合計額との差額に相当する金員を支払う。

（２）国は、最高裁の判決又は決定により、国に対して原告への金員の支払を命ずる旨の判決が確定した原告らに対し、それぞれ、原告らが納付した又はすべき訴え提起手数料、控訴提起手数料及び請求変更手数料に相当する金員を支払う。

(3) 原告ら及び国は、原告らが受領する上記(1)及び(2)の金員に係る所得税及び住民税は、全て非課税となっていることを確認する。また、生活保護を受給している原告らが受領する上記(1)及び(2)の金員は、生活保護制度において収入として認定されないこととなっていることを確認する。

4 その他

原告らは、今回、早期の訴訟解決のために、第2項及び第3項の枠組みによる訴訟上の和解等に応じる方針としたものであり、仮に、将来的に本合意書で定めた損害賠償金を上回る、同一の事由による補償が得られる状況となった場合に、その請求権を放棄するものでないことを、念のため確認する。

5 今後に向けて

国は、優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団等が提出した2024年7月17日付け「最高裁大法廷判決を受けての優生保護法問題の全面解決要求書」の内容も踏まえ、優生思想及び障害者に対する偏見差別を根絶し、全ての個人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく尊厳が尊重される社会を実現すべく、最大限努力する。

また、今後、謝罪や恒久対策(検証を含む。)、優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び関係者(優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会)と関係各省庁との定期的な協議の場の設置等について盛り込んだ基本合意書(仮称)を締結する。

令和6年9月13日

優生保護法被害全国原告団

共同代表・仙台地方裁判所平成30年（ワ）第581号原告

同・東京地方裁判所平成30年（ワ）第15422号原告

優生保護法被害全国弁護団

共同代表

同

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍
男女共同参画）

訴訟事件目録

	訴訟名	裁判所	事件番号
1	札幌3次	札幌地裁	令和5年(ワ)第1211号
2	仙台1次	仙台高裁	令和6年(ネ)第237号
3	仙台2次	仙台高裁	令和6年(ネ)第237号
4	仙台5次	仙台地裁	令和4年(ワ)第1101号
5	名古屋	名古屋高裁	令和6年(ネ)第297号
6	神戸3次	神戸地裁	令和5年(ワ)第286号
7	徳島	徳島地裁	令和5年(ワ)第55号
8	福岡1次	福岡高裁	令和6年(ネ)第537号
9	福岡2次	福岡地裁	令和5年(ワ)第1722号
10	大分1次	大分地裁	令和5年(ワ)第74号
11	大分2次	大分地裁	令和6年(ワ)第67号
12	熊本1次	福岡高裁	令和5年(ネ)第168号
13	熊本2次	福岡高裁	令和5年(ネ)第168号

確定事件目録

	訴訟名	地裁判決の事件番号
1	東京 1 次	東京地方裁判所平成 30 年（ワ）第 15422 号
2	大阪 1 次	大阪地方裁判所平成 30 年（ワ）第 8619 号
3	大阪 2 次	大阪地方裁判所平成 31 年（ワ）第 727 号
4	大阪 3 次	大阪地方裁判所令和元年（ワ）第 11273 号